

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年12月2日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	大野義信
同	露原行隆

記

1 定期監査

学校園 南高安中学校、東中学校
高安西小学校、安中小学校、久宝寺小学校
八尾幼稚園、用和幼稚園

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 重松恵美子様
八尾市教育長 中山晶子様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	大野義信
同	露原行隆

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成28年8月22日から10月26日まで

2 監査の対象部局課

学校園 南高安中学校、東中学校
高安西小学校、安中小学校、久宝寺小学校
八尾幼稚園、用和幼稚園

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等
監査の範囲 平成27年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、各学校園において、関係書類を審査するとともに、各学校長、幼稚園長及び関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

各学校園の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、改善、注意又は検討を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、教育委員会において、学校現場における現金取扱いの安全性とその効率性を確保した事務処理のあり方について改めて検討されたい。

1 休暇等の処理について

有給休暇等カードにおいて時間年休等の所属長の休暇承認漏れや出勤簿において出勤した際の押印漏れ等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 アルバム制作関係事務について

- (1) アルバム制作代金の支払において、契約書に納品完了時に代金を支払う旨が定められているが、納品前に代金が支払われているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 見積書を徴する際に条件提示が不十分であるものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

3 修学旅行・林間学舎等関係事務について

- (1) 修学旅行等に係る契約について、契約書を作成していないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 林間学舎に係る契約について、見積書を徴する際に条件提示が不十分であるものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

4 独立行政法人日本スポーツ振興センター事務について

- (1) 支出に係る伺書について、会計責任者による支出手続完了後の確認がされていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 保護者に返却すべき委任状が学校園に保管されているものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

5 受託事業に係る事務について

- (1) 子どもが輝く学校園づくり総合支援事業について、謝金に係る領収書に領収日が記載されていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 土曜スクール（地域に開かれた学校づくり）事業に係る事業実績報告書について、添付の支出明細書に経費内訳が具体的に記載されていないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

6 学校徴収金等の取扱いに係る事務について

学校徴収金は、学校の教育活動上必要となる費用のうち、受益者負担の考え方にに基づき学校が統一的に処理するため徴収するものであり、その取扱いについては八尾市学校徴収金等取扱要綱等を定めて事務が執行されているが、次のような事例が見受けられた。

- (1) 出納を行うための預金口座において、過年度の残金が毎年繰り越されているものがあつたので、管理する預金口座の状況を確認し、適切な事務処理を行うこと。
- (2) 教材費の納入業者への支払が滞っているものがあつたので、適切な事務処理を行うこと。
- (3) 収入、支出等に係る伺書において、作成をしていないもの、決裁日等の記載が漏れているもの、必要な書類が添付されていないもの等があつた。また、学校徴収金徴収台帳や金銭出納簿が作成されていないものがあつたので、適正な事務処理を行うこと。
- (4) 会計責任者は各学期末日における預金通帳、金銭出納簿、証拠書類を照合して預金（現金）の確認を行うとともに、監査委員2名以上を選任して毎年1回校内会計監査を実施することとされているが、いずれも実施されていなかったことから、適切な学校徴収金の管理体制等を構築すること。